

「公印省略」

19 保 所 第 7 号
平成19年7月30日

小郡三井医師会長 様

久留米市長 江藤 守 國
(健康福祉部保健所準備室)

久留米市保健所準備懇話会委員の推薦について



時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より本市の健康・福祉行政に、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、久留米市では、平成20年4月の中核市移行に伴い、市の全域を所管する保健所を設置します。
この保健所の設置に関し、関係各分野の専門家の皆さま方から広くご意見を頂戴し、保健所設置の準備、及び保健所開設後の運営の参考とさせていただくために「久留米市保健所準備懇話会」を設置いたします。

ついては、主旨をご理解いただき、貴団体から、別紙「推薦書」により委員のご推薦を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 委員委嘱期間 平成19年8月(第1回会議開催日)から平成20年3月31日まで
※委嘱期間中に、2～3回程度会議を開催予定です。
- 2 推薦書の送付先 〒830-8520
久留米市城南町15番地3
久留米市役所健康福祉部保健所準備室(担当:河口)
- 3 送付希望日 8月7日(火)
※希望日に回答困難な場合は、下記までお知らせ願います。
- 4 そ の 他 平成19年8月下旬に、第1回目の会議を開催予定です。詳細は後日お知らせいたします。

<問い合わせ>

久留米市健康福祉部保健所準備室(担当:河口)
〒830-8520
久留米市城南町15番地3
電話 0942-30-9317
Fax 0942-30-9711
E-mail rkawaguc@city.kurume.fukuoka.jp

推 薦 書

久留米市保健所準備懇話会委員として下記の
者を推薦いたします。

記

氏 名 (役職)

住 所 (TEL)

団 体 名

平成19年 月 日

久留米市長 江藤 守國 殿

(団 体 名)

(団体の長)

平成 19 年 7 月

久留米市健康福祉部
保健所準備室

久留米市保健所準備懇話会の概要（案）

1 設置の目的

久留米市保健所の開設にあたり、福岡県から移譲される事務の実施について、各種専門家等から助言を受けることにより、より良い保健所の開設及び運営に資することを目的とする。

2 所掌事務

- (1) 久留米市保健所開設の準備に関し必要な助言を行うこと。
- (2) 久留米市保健所開設後の運営に関し必要な助言を行うこと。

3 会議概要

回数	時期	内容
第1回	H19. 7～8月頃	・ 久留米市保健所の概要（事務局説明） ・ 意見交換
第2回	H19. 10～11月頃	1. 対人保健サービス 2. 対物保健サービス 3. 検査体制 4. 関係機関との連携 5. 専門職員の資質向上 6. 健康危機管理 等について
第3回	H20. 2～3月頃	・ 久留米市保健所運営協議会の設置について ・ 意見交換

4 委員

懇話会の委員は、福岡県久留米保健所運営協議会*委員の属する団体（久留米市保健所に関係する団体に限る。）に推薦を依頼して選出する。〔資料1〕

※ 福岡県久留米保健所運営協議会とは、久留米保健所所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、地域保健法第11条〔資料2〕に基づき設置する福岡県の附属機関である。

5 任期

委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

※ 保健所準備懇話会の組織を基にして、平成20年度には、久留米市保健所運営協議会*を発足させることとする。

※ 久留米市保健所運営協議会とは、久留米市保健所所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、地域保健法第11条〔資料2〕に基づき設置する市の附属機関である。

6 運営

- (1) 懇話会の会議は、原則として、公開とする。
- (2) 懇話会の庶務は、久留米市健康福祉部保健所準備室が行う。

久留米市保健所準備懇話会 推薦依頼団体

NO.	市懇話会推薦依頼団体(案)	理由等
1	浮羽医師会	医療関係団体
2	大川三潯医師会	医療関係団体
3	小郡三井医師会	医療関係団体
4	久留米医師会	医療関係団体
5	久留米警察署	関係行政機関
6	久留米市食生活改善推進会	公衆衛生関係団体 (広域→久留米市に変更)
7	久留米歯科医師会	医療関係団体 ※旧北野町は久留米歯科医師会に所属
8	久留米大学病院	医療施設 (3次救急医療機関としての 高度救命救急センターで あるため)
9	久留米地区食品衛生協会	公衆衛生関係団体
10	久留米三井薬剤師会	医療関係団体
11	久留米市消防本部	関係行政機関
12	福岡県栄養士会筑後支部	公衆衛生関係団体
13	久留米市獣医師会	公衆衛生関係団体 (福岡県→久留米市に変更)
14	福岡県看護協会筑後一地区	医療関係団体
15	福岡県精神科病院協会	医療関係団体
16	聖マリア病院	医療施設 (第2種感染症指定医療機 関であるため) ※2類感染症の患者を入院 させる施設(結核を除く)
17	福岡県久留米保健福祉環境 事務所	県保健所と市保健所の連携 のため

●地域保健法

昭和三十三年
法律一〇二

注 平一八法律八四改正現在

第三章 保健所

〔設置〕

第五條 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

〔運営協議会〕

第一一一条 第五條第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。